

# 重 要

## 保健管理センターでの一般用医薬品（内服薬）取扱いの中止について

<薬事法改正について>

2014年、薬事法が改正され「医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」という名称に変わりました。この法律の改正により、さらに医薬品の取扱者についても厳しくなり、使用する側にも安全に対する意識等、より一層徹底した管理が義務付けられています。自分にあった一般用医薬品を安心して購入、使用していただくために医薬品のリスクの程度に応じて薬剤師等の専門家が情報提供を行い販売することが義務となりました。

<保健管理センターでは>

これまで保健管理センターでは学生や教職員の体調不良時に備え、感冒薬・鎮痛剤・胃腸薬などの一般用医薬品（内服薬）を常備し、症状やアレルギーの有無などを確認した上で1回分のみ内服薬を提供してきました。

しかし、一般用医薬品（内服薬）の使用にあたっては、体調不良やアレルギー体質等で自分に合わない薬を内服した場合、薬の副作用により日常生活に健康被害を生じる恐れがあり、重篤な状態に陥ることもあります。

基本的に保健管理センターには保健師や看護師しか常駐していません。保健管理センターは病院や薬局ではないので、内服薬を提供することは不適切であると判断いたしました。したがって、今年度後期より一般用医薬品（内服薬）の取り扱いを中止といたします。

<今後の対応>

急な発熱や頭痛等の体調不良の場合は時期を失せず、直ちに適切な医療機関へ受診するのが重要です。また、一方では自分の免疫力で治せるものもあります。安静にしたり、栄養を補給したり、冷やしたりすることだけで楽に治せることもあります。

今後、不便になると感じられるかもしれません。「薬もくれないなら保健管理センターへは行かない」「何のための保健管理センターなんだ」と思われる学生や教職員がいるかもしれませんが、病気のある方は、かかりつけの医師と相談の上、**緊急時に対応できる薬を常に携帯するようにしてください。**

なお、切り傷やすり傷、やけどなどの応急処置、ベッドでの休養、日常の健康相談や医療の相談などは従来どおり行います。保健管理センターは、皆さんの健康と安全を第一に考えています。ご協力とご理解をお願いいたします。